



(仮訳)

環境協力に係る日中韓三カ国共同行動計画

2026 年-2030 年

2025 年 9 月 28 日

I. 概要

1. 背景

- 1.1 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）は、日中韓サミットの枠組みの下で最も成功し、かつ長年にわたる協力メカニズムの一つとして確立してきた。1999 年に設立されて以来、三カ国は環境改善及びグリーン開発に向けて信頼を構築し、協力を深化させており、地域及び世界の持続可能な発展を推進する上で重要な役割を果たしている。
- 1.2 確立されたシステムと包括的なメカニズムを通じて、TEMM は三カ国の間の共通の関心がある主要な分野における様々なレベルでの協力活動を効果的に促進し、地域環境の質の進歩的な向上に寄与してきた。地球規模の環境ガバナンスが新たな歴史的段階に入る中、TEMM の下での三カ国環境協力は、世界的に共同での取組を推進する上でますます重要な役割を果たすことになる。
- 1.3 実務的な協力を強化し、地域の持続可能な開発を共同で推進するため、2010 年、2015 年及び 2021 年にそれぞれ開催された第 12 回、第 17 回及び第 22 回 TEMM において、第 1 次、第 2 次及び第 3 次日中韓三カ国共同行動計画（TJAP）が採択された。

2. 第 3 次日中韓三カ国共同行動計画の総括

- 2.1 第 3 次 TJAP では 8 つの優先分野が示された：
(1)大気環境改善、(2)3R、循環経済、ゼロ・ウェイスト都市、
(3) 海洋・水環境管理、(4)気候変動、(5)生物多様性、
(6)化学物質管理と環境に関する緊急時対応、(7)グリーン経済への移行、(8)環境教育・市民啓発および市民関与。

- 2.2 三カ国は、8つの優先分野において、政策対話、セミナー、共同研究、情報共有及び技術協力を含む多様な活動を、定期的に一貫して実施してきた。これらの活動を通じて、三カ国は情報、経験及びベストプラクティスを効果的に交換し、環境保全に係る能力を強化し、市民意識を高め、調整及びコミュニケーションのメカニズムを改善してきた。対面での活動に制約がある中でも、オンライン会合の形態を活用し、協力の推進力を維持している。
- 2.3 多くの分野において、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）や生物多様性条約（CBD）などの多国間の環境に係る合意を含む主要な国際的プロセスの中で活動が実施され、また「3+X」協力、あるいは北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）やアジア水環境パートナーシップ（WEPA）を含むその他の地域環境プログラムとの連結を通じていくつかの活動が実施された。
- 2.4 第3次 TJAP の実施により、三カ国は地域及び世界の環境課題に対して顕著な効果をもって共同で取り組むことが可能となった。その結果、TEMM は地域及び世界の環境協力を進展させる上で、ますます重要な役割を果たしている。
- 2.5 第3次 TJAP の成果を基盤にし、さらに強化するため、三カ国は2024年の第25回日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM25）において採択された8つの優先分野に焦点を当て、本 TJAP を策定した。

II. ビジョン、原則及び目的

1. ビジョン

- 1.1 中華人民共和国生態環境部、日本国環境省及び大韓民国環境部（以下、個別に「国」、総称して「三カ国」という。）は、持

持続可能な発展の重要性を認識し、経済成長と環境保全のシナジーを発揮するよう努める。

1.2 生態系文明、カーボンニュートラルグリーン文明及び他の分野との間での環境施策を横断するシナジー促進に向けた三カ国それぞれの取組の観点から、三カ国は、日中韓サミットや、2015年の「環境協力の強化に関する共同声明」、2018年の「第7回日中韓サミット共同宣言」、2019年の「次の10年に向けた三カ国協力に関するビジョン」及び2024年の「第9回日韓中サミット共同宣言」において表明されたコミットメントを考慮し、共通の関心事項である環境課題に取り組むための協力を推進する。

1.3 共通の環境共同体として、三カ国は、共通の環境課題に取り組む、国、地域及び世界レベルにおいて持続可能な開発を推進するために、相互の努力を支援し、奨励することへのコミットメントを再確認した。また、三カ国は、地方自治体、学界及びビジネス界を含む利害関係者との協力を TEMM の下でさらに推進する準備ができている。

2. 原則

2.1 三カ国は、本TJAPの下で成果を上げ、持続的な進展を遂げる、前向きかつ効果的な活動の推進を継続する。資源の効率的な活用及び三カ国の共通の関心事項に基づき、本TJAPにおける行動は合理化、再編成される。

2.2 三カ国は、主要な国内外の環境政策及びプロセスを考慮に入れ、新たな協力に対して継続的に高まるニーズに対応する。

2.3 本TJAPに定められた活動は、相互尊重、互惠、各国の利用可能な資源及び発展段階の違いに対する尊重に基づいて策定され

る。

- 2.4 第4次TJAPにおける共同行動は、8つの優先分野間の相互関連及びSDGsの目標やターゲットに亘る相互依存を考慮して推進して、シナジーを最大化する方法で実施される。
- 2.5 TEMMは、三カ国が経験やノウハウを有し、他国と共有する意思がある分野において、地域及びそれを越えた地域における持続可能な開発を推進するため、可能となる「3+X」協力を探る。また、三カ国合意のもと、G20やASEAN+3、APEC等の多国間枠組みを活用し、他国や国際機関とのパートナーシップを追求する。

3. 目的

- 3.1 三カ国は、II.2項の原則に従い、II.1項のビジョンを満たすための共同行動のさらなる強化に努める。第4次TJAPの目的は、2026年から2030年までの間、TEMMの下で推進されるべきアクションを示すことである。

III. 優先分野、活動、アクション

1. 優先分野

- 1.1 TEMM25において、2026年から2030年でのTEMM協力の新たな8つ優先分野を次の通り採択した。

環境の質の改善

- (1) 大気汚染及び黄砂
- (2) 生物多様性
- (3) 3R／循環経済／ゼロ・ウェイスト都市及びプラスチック

ク汚染

カーボンニュートラル及びグリーン経済の推進

(4) 気候変動

(5) グリーン経済への移行

環境福祉の向上

(6) 環境教育及び啓発

(7) 化学物質環境管理

(8) 生活環境

2. 活動

2.1 活動とは、政策対話、セミナー、フォーラム等の形で開催される三カ国の集まりで、その中を通じてアクションが計画、実施、調整、促進または支援される。8つの優先分野の下で構築される、もしくは新たに立ち上げられる活動は次の通り。

(1) 大気汚染及び黄砂

- 大気汚染に関する三カ国政策対話（TPDAP）
- 黄砂ワーキンググループI及びII（DSS WG I & II）

(2) 生物多様性

- 日中韓生物多様性政策対話（TPDB）

(3) 3R／循環経済／ゼロ・ウェイスト都市及びプラスチック汚染

- 3R／循環経済／ゼロ・ウェイスト都市セミナー
- プラスチック汚染の管理に関する日中韓政策対話

(4) 気候変動

- 日中韓気候変動に係る政策対話及び専門家ワークショップ
- 日中韓カーボンプライシング・メカニズム・フォーラム
- 日中韓カーボンニュートラル都市シンポジウム

(5) グリーン経済への移行

- 三カ国環境ビジネス円卓会議（TREB）
- エコラベリング、カーボンラベリング及び環境製品宣言に関する日中韓事務レベル会合

(6) 環境教育及び啓発

- 日中韓環境教育ネットワーク（TEEN）
- 職員環境研修
- TEMMユースフォーラム

(7) 化学物質環境管理

- 日中韓化学物質管理政策対話、日中韓三カ国化学物質管理専門家会合（TPDCM & TESCM）

(8) 生活環境

- 生活環境に関する日中韓政策対話

3. アクション

3.1 アクションとは、特定のトピック、目的及び実施方法を有する本TJAPの枠組みの下での協力の基本的要素である。アクションは、優先分野の下での活動により、個別にまたは他のアクション

ンとの連携により計画、実施及び／または支援される。

- 3.2 アクションの一覧と詳細は付属文書に示す。アクションは、本 TJAP の実施期間中に変化する環境や協力の関心事項を考慮して、三カ国の協議を通じて修正または更新することができる。

IV. 実施の枠組み

1. 実施の仕組み

- 1.1 III.3項で示された各アクションについては、各国から少なくとも 1 名のフォーカルポイントが任命される。各アクションの三カ国のフォーカルポイントは、アクションの実施に関するあらゆる事項について相互に連絡を取り合う。フォーカルポイントは、関連するアクションについて議論、計画、実施し、その結果をまとめ、プレ TEMM またはポスト TEMM の実務者レベル会合に報告する。フォーカルポイントは、新たな課題や協力ニーズに応じてアクションのトピックや実施方法を更新または改善することができる。
- 1.2 個々のアクションは、III.2項で示された活動によって実施または支援される。
- 1.3 プレ TEMM 及びポスト TEMM の実務者会合（WLMs）は、TEMM 協力の調整について責任を有する。WLMs はアクションの実施により生じる問題を特定し、問題解決のための調整を行うとともに、各アクションのフォーカルポイント間でのコミュニケーションを促進する。毎年、WLMs は、優先分野の下での活動の進捗をレビューし、TEMM 局長級会合（DGM）によるレビューのための TJAP 進捗報告書を準備する。
- 1.4 DGM では、プレ TEMM によって提出された TJAP 進捗報告書をレビューして、考察と改善のための提言を提供し、TEMM に

提出する報告書を採択する。DGMはまた、日中韓黄砂共同研究（DSS）に関する進捗が報告され、確認を行う。

1.5 日中韓三カ国環境大臣会合（TEMM）は、活動の全般的な進捗と成果を統括し、指導を行う。

2. 実施機関

2.1 本 TJAP は、三カ国及び／またはそれらに指名された実施機関により、各国の固有事情に基づき、共同で実施される。

2.2 日中韓三カ国の合意に基づき、本 TJAP の下での協力は、日中韓協力事務局（TCS）を含む他の機関との連携または他の機関からの支援により進められる。

3. 資源

3.1 本 TJAP の実施に必要な資源は、各国の固有事情に基づき、三カ国によって共同で負担される。

浅尾慶一郎
日本国 環境大臣

金星煥
大韓民国 環境部長官

黄潤秋
中華人民共和國 生態環境部長